

2026年度 河合町人権教育推進協議会 《 総会議案 》



と き 2026年7月3日(金) 14時～

ところ 河合町立公民館 3階 研修室C

河合町人権教育推進協議会

2026年度 河合町人権教育推進協議会 総会議案

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 来 賓 挨 拶

4. 議 長 選 出

5. 議 事

第 1 号議案 2025年度 事業報告について

第 2 号議案 2025年度 会計決算及び会計監査報告について

第 3 号議案 2026年度・2027年度 役員ならびに顧問(案)について

第 4 号議案 2026年度 活動方針及び事業計画(案)について

第 5 号議案 2026年度 会計予算(案)について

6. 閉 会

2025年度 事業報告

はじめに

河合町人権教育推進協議会は、1979年の結成以来、「基本的人権と民主主義の確立をめざし、部落問題を中心としたあらゆる人権問題を解決に導き、真の人権文化を創造することを目的とする。」を理念とし、さまざまな問題に取り組んできました。そして、一人ひとりがそれぞれの地域課題に焦点をあて、人権意識が根付いたまちづくりを着実に推進するため、その歩みを進めてきました。

昨年は「同和対策審議会答申」から60年目の年でした。この同和問題の解決は、答申で「国の責務であり、国民的課題である」と明確にされましたが、今なおその兆しは見ていません。それどころか、最近ではインターネット上での差別的な書き込みや動画投稿が横行し、悪質化しています。

また社会は、集団より個々の尊重が重要視されています。個人のプライバシーや価値観は尊重されるべきですが、一方で自分さえ良ければよいという風潮も生まれています。学校や職場、地域などでのいじめ・排除・孤立化は、その典型ではないでしょうか。

子どもや女性の人権に関しては、2023年に国の行政機関として「こども家庭庁」が発足するとともに「こども基本法」が施行されました。続けて2024年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、生きづらさを抱えている女性への支援が始まっています。

しかし、それにも関わらず子どもへの虐待、主に女性へのDV(ドメスティック・バイオレンス)が増加し、命までも奪われる事例が後を絶ちません。人間関係の希薄さは、家庭での問題を埋もれさせ“分かった時には生命をも危うい”といった状況が報告されています。

他にも、高齢者や障がい者、LGBTQ(性的少数者)、在日及び在留外国人などに対する人権侵害の事例は、枚挙に暇がありません。本当の意味での個人主義とは、一人ひとりの人権が自他ともに保障され、違いを違いとして認め合うことで成り立つのではないのでしょうか。

本協議会では、一人ひとりの人権感覚を磨き、地域の課題を解決するために、子どもをとりまく環境や日本で暮らす外国人の生活課題、知的障がいや発達障がいのある方とその家族が置かれている状況などについて学習しました。また、“目で見て肌で感じる”ことで理解を深めるフィールドワークでは、奈良市北郊や田原本町の人権ゆかりの地を訪ね、被差別部落をはじめとした人権にまつわる歴史を学びました。

以下、2025年度の実業について報告します。

◇主催事業の経過

(1) 総会(参加者51名)

- ・日 時 2025年7月10日(木)
- ・場 所 河合町立公民館 研修室C
- ・研 修 ビデオ視聴
『あなたのいる庭』
- ・概 要 総会では、議事をもとに各議案が承認されました。
研修で視聴したビデオ『あなたのいる庭』は、さまざまな理由で保護者と暮らせず、社会的養護を受けている子どもたちの現状が描かれており、子どもの人権についてあらためて考える機会となりました。



(2) 人権学習講座(全4回)

第1回[講演](参加者41名)

- ・日 時 2025年9月5日(金)
- ・場 所 河合町立公民館 研修室C
- ・演 題 「フィールドワークの事前学習」
- ・講 師 奈良大学 教授 奥本 武裕 さん
- ・概 要 かつて、らい病と呼ばれていたハンセン病と北山十八間戸の成り立ち、被差別部落と周辺地域の関係性、非人番や三昧聖の生活などについて、フィールドワークの事前学習をしました。



第2回[フィールドワーク](参加者34名)

- ・日 時 2025年10月3日(金)
- ・場 所 奈良市東之阪周辺
- ・テーマ 「奈良町北郊の歴史と地域社会」
- ・ガイド 奈良大学 教授 奥本 武裕 さん
- ・概 要 奈良女子大学から般若寺まで、人権ゆかりのスポットを巡り、近世以来の地域社会の姿、種々の差別(忌避や排除)の様相について学びました。



第3回[講演](参加者41名)

- ・日 時 2025年11月28日(金)
- ・場 所 河合町立公民館 研修室C
- ・演 題 「在日外国人の生活相談から見える課題」
- ・講 師 NPO在日外国人問題研究会
増田 洋子 さん 金 孝誠 さん
- ・概 要 日本で暮らしている外国人の現状について、複数の事例から課題を確かめ、いかに不安定な生活を余儀なくされているかを学びました。



第4回[講演](参加者43名)

- ・日 時 2025年12月5日(金)
- ・場 所 河合町立公民館 研修室C
- ・講 演 「知ってください! 知的・発達障がいのこと
～疑似体験ワークショップ～」
- ・講 師 一般社団法人 奈良県手をつなぐ育成会
啓発キャラバン隊 なら ほんわか♡はーと
- ・概 要 知的・発達障がいについて、特性ごとにまわりの接し方も十人十色であり、理解を深める大切さを学びました。また、ワークショップを通して、当事者には社会がどのように映っているのかを体験しました。



(3) 現地人権学習会

[2班に分けてフィールドワークを実施](参加者計30名)

- ・日 時 2025年10月25日(土)・11月20日(木)
- ・場 所 田原本町
- ・テーマ 「田原本町の寺内町・陣屋町と住民の生活文化」
- ・ガイド 奈良大学 教授 奥本 武裕 さん
- ・概 要 田原本町を訪ね、中世から近世にかけての、地域社会の成立過程と政治・経済・文化の中核としての位置づけを確認しました。また、被差別民衆との関係性についても学びました。



◇各種研修会・研究会及び共催事業の経過

年月日	事業名	会場	参加者
5月22日	奈良県人権教育推進協議会（以下奈人推協） 第63回総会	天理市 文化センター	4
6月 5日	北葛城郡人権教育推進連絡協議会（以下郡人推連協） 第42回総会	広陵町 役場	12
6月14日	郡人推連協 第1回講師団講師研修会	広陵町 中央公民館	5
7月 8日	奈人推協 第40回部落問題講座	川西町 コスモスホール	4
7月12日	河合町人権・同和問題啓発活動推進本部 差別をなくす町民集会	河合町 まほろばホール	104
8月 6日	奈人推協 第46回平和・解放教育講演会	葛城市 マルベリーホール	8
8月28日	奈人推協 第50回夏期研修会	田原本町 青垣生涯学習センター	3
9月13日	奈人推協 第39回識字交流研修会	奈良県 産業会館	1
10月10日	奈人推協 第25回ブロック別研修会（西部ブロック）	平群町 くまがしホール	6
11月22日	奈人推協 第57回研究大会	天理市 市民会館ほか	12
11月29日 ～30日	全国人権教育研究協議会 第76回全国人権・同和教育研究大会	大阪市 大阪公立大学	3
12月10日	奈人推協 第59回人権問題講演会	葛城市 マルベリーホール	12
2026年 1月23日	郡人推連協 第34回人権教育郡民研究集会	広陵町 かぐや姫ホール	29
2月19日	郡人推連協 第2回講師団講師研修会	安堵町 歴史民俗資料館ほか	5
	【奈人推協】理事会4回 事務局長会議6回 【郡人推連協】理事会2回 会長・事務局合同会議6回 事務局会議4回		

2026年度 活動方針(案)

はじめに

- 7 -

河合町人権教育推進協議会は、すべての町民が人権問題について正しい理解と認識を深め、部落問題をはじめとするあらゆる差別の撤廃と、だれもが安心してくらすことのできる社会の実現をめざしています。そして、奈人推協や郡人推連協、その他多くの機関・団体と連携しながら、活動を推進してきました。

本年は、「基本的人権の尊重」「平和主義」「国民主権」を3つの柱とし、日本の最高法規である日本国憲法が公布されて80年を迎えます。この憲法の前文には『政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。』と記されています。

かつて、日本は諸外国、とりわけアジアの国々へと侵略を推し進め、同時に数百万人にもものぼる日本国民も犠牲となりました。私たちはこの事実を心に刻み、平和を希求する民主国家の建設を、互いに手を取り合って推し進めなければなりません。さらに、“人権が軽んじられる世論の風潮は戦争への一里塚になる”という過去の歴史に学び、人権尊重の社会実現をめざして取り組むことが大切です。この歩みが決して途切れることのないよう、今後も人権尊重の理念を不断の努力によって守り続けていかなければなりません。

しかし、世界を見渡すと、ロシアによるウクライナ侵攻は4年を超え、今なお解決の糸口が見えません。また、今年2月から続くアメリカ・イスラエルとイランとの争いでも、ようやく解決の道筋が見えてきたとはいえ、子どもをはじめ多数の尊い命が奪われてしまいました。一方国内では、世界情勢が刻々ときな臭くなっていることもあり、防衛に関わる国家予算が大幅に増額され「この道はいつか来た道」と警鐘を唱える声もあります。私たちは「戦争は最大の差別であり人権侵害である」と訴えてきました。まさに今日、私たち一人ひとりの人権感覚が問われる時代だと言えます。

また今年は、多くの尊い命が犠牲となった東日本大震災の発生から15年、熊本地震から10年が経過しました。近年、各地で地震や豪雨等の大規模災害が頻繁に発生し、誰がいつどこで被災するか分からない状況となっています。物理学者の寺田寅彦が残した“天災は忘れた頃にやってくる”という言葉は、今日を生きる私たちにとっても、先人からの戒めとして生活の中心に据えなければなりません。そして、災害弱者をつくらないためには「人與人」「人と地域」が日頃からつながり合い、互いのことを思い大切にし合う地域社会を創らなければいけません。誰一人取り残さない地域社会の実現こそが、私たちの活動の大きな目標であり、さまざまな人権課題の解決に向けた諸活動を支える理念であると考えます。

以下、国及び地方自治体の施策や、SDGs※1の理念、奈人推協及び郡人推連協の提示する活動方針を踏まえ、2026年度の活動方針を提案します。

基本課題

差別の現実には深く学び、部落問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決をめざして、くらしをみつめ、豊かな未来を切り拓く取組を進めよう。

1. あらゆる人権をめぐる現状と課題を正しく認識し、取組を進めよう

私たちのまわりにはさまざまな人権課題が山積しています。なかでも、近年特に顕在化しているのが、インターネットやスマートフォン（スマホ）を介した差別事象です。デジタル技術の発展は日進月歩で、生活の様相は大きく変化しています。そして、家から出ずとも昼夜を問わず買い物したり、多様な疑似体験が簡単にできるなど、さまざまな恩恵を受けています。しかし、インターネット上には悪意を持った情報が無数に存在しているのも事実です。部落差別をはじめ、外国人や障がい者、性的少数者などに対する差別的な書き込み、個人や団体を標的とした愉快犯的な誹謗中傷、またフェイク（偽物）動画の投稿などの悪質な事例は、過激化の一途を辿っています。そして、その情報にふれた世界中の人々が、情報の真偽を確かめることなく拡散させ、正そうとしてもデジタルタトゥー※2として残り続け、收拾のつかない事態に陥ります。

子どもをとりまく環境でも、インターネットを介したいじめや性犯罪など、まわりの大人が気づかないうちに子どもたちが巻き込まれる事件が頻発しています。

また、インターネットには利用者の検索履歴などに基づいて、情報が偏って表示される「フィルターバブル」という現象があります。簡単に興味のあるニュースや欲しい商品の広告にふれられる一方、極端な物事の考え方になったり、自分とは相容れない価値観を排除したりするおそれがあり、無意識のうちに物事を捉える視野が狭くなる危険性をはらんでいます。

さらに、生成AI※3は社会構造を大きく変容させるものとして、世界中で急速に普及していますが、問題点として「誤情報の拡散」「著作権や肖像権の侵害」「個人情報や機密情報の漏洩」といった深刻な懸念が伴います。また、依存しすぎることで利用者自身が思考することをせず、私たちにとって最も大切な“人間らしさ”を放棄することにつながりかねません。学校や家庭、そして地域において、正しい知識を持って正しい使い方をするためのネットリテラシー教育※4の重要性が増しています。あくまでも私たちの原点は生身の人と人とのつながりです。人のつながりを大切にしたいうえで、依存しすぎる事が無いように科学技術の進歩を享受しましょう。

他にも、さまざまな人権問題が横行しており、女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人・性的少数者など、社会的弱者への虐待や暴力、差別的言動が深刻化しています。また、被差別部落に対する差別的な言動も多数報告されており、奈良県が実施した調査でも「人権問題と自分とは関わりがある」と考える人が多数であるにも関わらず、被差別部落に対して差別意識・忌避意識を持つ人が一定の割合で存在することが明らかになっており、部落問題は未だ根強く、解消には程遠い現実があります。

人権尊重のまちづくりには、正しい理解と学び、自分事として考える力、対話とつながり、行動する力、しくみ、環境づくり、そして継続が求められます。これらが相まって、年齢や性差、障がいのあるなし、出自や国籍などに関係なく安心して暮らせる地域社会を築くことができると考えます。身の回りの人権課題は個々によりさまざまですが、課題に気付くためのアンテナを張り巡らせることで見えてくる地域の課題と向き合い、一人ひとりの行動に移していきましょう。

2. 人と人とが豊かにつながる地域づくりをめざして取り組もう

奈良が発祥の地である世界初の人権宣言「水平社宣言」や、第二次世界大戦の反省をもとに人類の願いを込めた「世界人権宣言」は、真に差別のない人と人が共に支え合う社会を実現するための、大きな道しるべとなってきました。そして、これらの精神を根底に、国内でもさまざまな法整備がなされてきました。2016年に施行された“人権三法”と称される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）は、私たちの諸活動を支える基となっています。

また、奈良県では、1963年に奈良県同和教育推進協議会が結成され、現在は奈良県人権教育推進協議会として、長年にわたり人権教育を進めてきました。その後、すべての郡・市町村にも協議会が立ち上がり、これまで県民が一体となってさまざまな人権問題に立ち向かってきましたが、これは全国に類を見ない奈良県独自のもので、私たちの活動の大切な礎となっています。

河合町では、2020年10月に「河合町手話言語条例」が施行され“手話が言語であるとの認識を一般的なものとするための理解促進と、さらなる普及”を目的としています。さらに、2023年4月に施行された「河合町まちづくり自治基本条例」では“住民自治を確立し、一人ひとりの基本的人権が守られ多様性を認め合いながら、安心して安全に過ごすことができるまちづくり”が基本理念となっています。

このことから、あらゆる場面で人権尊重の立場に立ち、さまざまな人権問題に気づく感性を磨くことが大切です。人権に関する研修会や交流の場に積極的に参加し、学び得たことを次は発信することで、自らの人権意識をより強固なものへと深化させましょう。

そして一步一步確実に、共に歩みを進めましょう。

※1 SDGs：サステナブル・デベロップメント・ゴールズの略。日本語訳：持続可能な開発目標。
2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致により採択され、17のゴールを軸に「地球上の誰一人取り残さない」ことを誓っている。

※2 デジタルタトゥー：一度インターネット上に公開された書き込みや画像、動画などが拡散し、半永久的に残り続ける現象。入れ墨（タトゥー）のように、簡単には消せないことからつけられた比喩表現で、ストーカー被害者誹謗中傷につながる恐れがある。

※3 生成AI：コンピュータが大量のデータをもとに学習し、新たな文章や画像、動画、音声データなどを生成する人工知能。誤情報の流布や権利の侵害、情報漏洩などのリスクがあり、運用方法等については今後の動向が注目される。

※4 ネットリテラシー教育：インターネットを安全かつ適切に使いこなす能力を身につけるための教育。主に「情報を見極める力」「責任ある発信力」「トラブルから身を守る力」を育む。

2026年度 事業計画(案)

◇ 主催事業

年月日	事業名	会場
6月24日	理事会	河合町立公民館
7月 3日	総会	河合町立公民館
7月 3日	講演と紙芝居による研修会(総会后)	河合町立公民館
9月~12月	人権学習講座(4回)	河合町立公民館ほか
10月~11月	現地人権学習会(2回)	県内人権ゆかりの地

◇ 各種研修会・研究会への参加及び共催事業

年月日	事業名	会場
5月14日	奈人推協 第64回総会	奈良市 東人権文化センター
5月26日	郡人推連協 第43回総会	河合町 町立公民館
6月11日	郡人推連協 第1回講師団講師研修会	堺市 舳松人権歴史館
7月 1日	奈人推協 第41回部落問題講座	田原本町 青垣生涯学習センター
7月19日	河合町人権・同和問題啓発活動推進本部 差別をなくす町民集会	河合町 町立体育館
8月 6日	奈人推協 第47回平和・解放教育講演会	大和郡山市 やまと郡山城ホール
8月28日	奈人推協 第51回夏期研修会	御所市 防災交流館ミモロ
9月12日	奈人推協 第39回識字交流研修会	未定
10月 3日	奈人推協 第58回研究大会	奈良市 なら100年会館ほか
10月16日	奈人推協 第26回ブロック別研修会(西部ブロック)	広陵町
11月28日 ~29日	全人教 第77回全国人権・同和教育研究大会	埼玉県ほか
12月10日	奈人推協 第60回人権問題講演会	葛城市 マルベリーホール
2027年 1月26日	郡人推連協 第35回人権教育郡民研究集会	河合町
2月18日	郡人推連協 第2回講師団講師研修会	三重県松阪市
	【奈人推協】理事会4回 事務局長会議6回 【郡人推連協】理事会2回 会長・事務局合同会議6回 事務局会議4回	

加盟機関・団体(67機関・団体)

(敬称略)(順不同)

河 合 町	消 防 団	文 化 協 会
議 会	選 挙 管 理 委 員 会	婦 人 会
池 部 自 治 会	行 政 相 談 員	子 ど も 会 連 合 会
穴 間 大 字	民 生 児 童 委 員 協 議 会	人 権 教 育 研 究 会
長 楽 自 治 会	保 護 司	人 権 擁 護 委 員
城 古 大 字	更 生 保 護 女 性 会	人 権 ・ 同 和 問 題 啓 発 活 動 推 進 本 部
市 場 自 治 会	老 人 ク ラ ブ 連 合 会	NPO なら人権情報センター 河 合 支 局
西 穴 間 大 字	身 体 障 害 者 協 会	ス ポ ー ツ 協 会
大 字 城 内	手 を つ な ぐ 育 成 会	医 師 会
大 輪 田 自 治 会	遺 族 会	歯 科 医 師 会
薬 井 大 字	商 工 会	農 業 委 員 会
山 坊 自 治 会	教 育 委 員 会	緑 化 推 進 委 員 会
佐 味 田 自 治 会	社 会 教 育 委 員	食 品 衛 生 協 会
泉 台 自 治 会	P T A 連 合 会	食 生 活 推 進 研 究 会
星 和 台 自 治 会	第 一 小 学 校	青 少 年 健 全 育 成 連 絡 会
星 和 台 公 団 自 治 会	第 一 小 学 校 P T A	郷 土 を 学 ぶ 会
広 瀬 台 自 治 会	第 二 小 学 校	観 光 ボ ラ ン テ ィ ア ガ イ ド の 会
中 山 台 自 治 会	第 二 小 学 校 P T A	ボ ラ ン テ ィ ア 連 絡 協 議 会
高 塚 台 自 治 会	第 一 中 学 校	要 保 護 児 童 対 策 地 域 協 議 会
高 塚 台 二 丁 目 自 治 会	第 一 中 学 校 P T A	交 通 安 全 対 策 協 議 会
久 美 ケ 丘 自 治 会	第 二 中 学 校	地 域 安 全 推 進 委 員 会
緑 ケ 丘 自 治 会	第 二 中 学 校 P T A	
彩 り の 杜 自 治 会	か が や き の 森 こ ど も 園	

河合町人権教育推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、河合町人権教育推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、基本的人権と民主主義の確立をめざし、部落問題を中心としたあらゆる人権問題を解決に導き、真の人権文化を創造することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人権教育に関する研修会、講演会、講習会の開催。
- (2) 人権教育の各種学習資料の収集と作成。
- (3) 人権教育の各種調査研究。
- (4) 関係諸団体との連絡提携。
- (5) その他必要と認める事項。

(組織)

第4条 本会は、河合町内にあって本会の趣旨に賛同する機関及び、団体をもって組織する。

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第6条 総会は、加盟団体から選出された代表者で年1回開き次のことを行う。

- (1) 会務の報告と承認。
- (2) 活動計画の審議決定。
- (3) 決算の承認および、予算、事業計画の審議決定。
- (4) 役員の承認。
- (5) 規約の決定及び変更。
- (6) その他必要事項。

(理事会)

第7条 理事会は別表の加盟団体から選出された理事をもって構成する。

2 理事会は総会に次ぐ議決機関で、必要に応じて開催し、次の事を審議する。

- (1) 本会の運営についての審議。
- (2) 総会に提出する議案の審議。
- (3) 活動計画の推進並びに実践の交流。
- (4) 役員の選出。
- (5) その他、必要事項。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 2名

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、あわせて会議の議長となる
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 監査は、会計を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、役員に異動が生じた時、後任者は前任者の残任期間とする。

(顧問及び参加)

第11条 本会に、顧問・参加を置くことができる。

- 2 顧問・参加は、理事会で選出し、総会の承認を得る。
- 3 顧問・参加は、会長の諮問に応じる。

(会議)

第12条 本会の会議は、会長が召集する。会議の議決は、出席者の過半数の同意を得なければならない。しかし、会の性格上、可能な限り、全員一致で議事を進めるように運営するものとする。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、河合町教育委員会生涯学習課におく。

- 2 事務局に、事務局長1名、事務局員若干名をおき、会長が委嘱するものとする。
- 3 事務局長、事務局員は、会務および事務を処理する。

(経費)

第14条 本会の予算は、補助金・寄付金をもってあてる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附則

この規約は、昭和61年5月27日から適用する。

平成14年7月6日一部改正

世界人権宣言

採択 1948 年 12 月 10 日

国際連合第 3 回総会

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十六日法律第百九号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、

地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院 法務委員会平成二十八年十二月十六日(附帯決議)
政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

参議院 法務委員会平成二十八年十二月八日(附帯決議)
国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

宣言

全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によってなされた吾等のための運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によって、又他の人々によって毎に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勵めるかの如き運動は、かえつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荊冠を祝福される時が来たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。

そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勵める事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讃するものである。

水平社は、かくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月三日

全國水平社創立大會